

令和8年（ワ）第168号 慰謝料請求事件

原告 坂本正美 外4名

被告 宮部 龍彦

準備書面（令和8年7月22日付）

令和8年7月22日

水戸地方裁判所民事1部合議係 御中

原告訴訟代理人弁護士 根本 裕



答弁書に対する反論

第1 「第2 請求の原因に対する認否」について

1 被告は、原告らが役員を務める部落解放愛する会について、「荊冠が代紋だったらこんなのヤクザの事務所変わりないじゃないか」「荊冠自体が代紋みたいなものですけど」との文言を含む投稿をしている。

これは、部落解放愛する会が、ヤクザの代紋とかわりがない荊冠を掲げて活動をしている、すなわち、部落解放愛する会の活動がヤクザ（反社会的勢力）の活動と同様のものであるとの誤解されかねない投稿である。これは、部落解放愛する会を侮辱し、部落解放愛する会の会としての活動を担っている、部落解放愛する会の役員である原告らの役員としての活動を侮辱するものである。

したがって、原告らの氏名が投稿に記載されていないからといって、被告の上記投稿により原告らを侮辱していないことにはならない。

2 「高齢の執行委員長は黒スーツで胸にウクライナ国旗のピンバッジ、書記長は作業服、比較的若い書記長次長は黒スーツにシャープなメガネという出で立ちである。写真撮影はしていないが、雰囲気はこの文書から察していただきたい。」との記載は、上記投稿（「荊冠が代紋だったらこんなのヤクザの事務所と変わりないじゃないか」「荊冠自体が代紋みたいなものですけど」）をうけて投稿されたものであることからすれば、原告らが「ヤクザ」（反社会的勢力）と見まがう雰囲気であったと記載したに等しい。

第2 「第3 被告の主張」について

1 被告の投稿が、部落解放愛する会を侮辱するものであること、上記のとおりであり、部落解放愛する会を侮辱することは、部落解放愛する会としての活動を担っている原告らの役員としての活動を侮辱するものである。したがって、

- 原告らの人格的利益を侵害するものであり、違法である。
- 2 原告らは部落解放愛する会の役員としての活動を担っているところ、部落解放愛する会が「ヤクザ」（反社会的勢力）と同様の活動をしている団体であると誤解されかねない内容の投稿は、原告らも同時に侮辱するものである。
 - 3 被告の投稿には、「荊冠が代紋だったらこんなのヤクザの事務所と変わりないじゃないか」「荊冠自体が代紋みたいなものですけれど」とあり、荊冠を掲げて活動している部落解放愛する会がヤクザ（反社会的勢力）と同様のものであると記載しているに等しい。
 - 4 乙第10号証記載の記事を原告は引用しているが、ここにある「残土問題」について部落解放愛する会が関与したとの事実はない。
 - 5 部落解放愛する会が、人権啓発などの研修会を開催するなどして、公の機関と協力関係にあるからといって、部落解放愛する会がヤクザ（反社会的勢力）と誤解されかねない投稿をし、不特定多数人が認識しうる状態におくことは、もやは論評はいえず、部落解放愛する会、ひいては部落解放愛する会の会としての活動を担う原告らの役員としての活動を侮辱する行為となり、違法となることは明らかである。

以 上